**カナダの初回報告に関する総括所見**（ＪＤ仮訳）

CRPD/C/CAN/CO/1

2017年4月12日

**国連・障害者権利委員会**

I. はじめに

1.　委員会は、2017年4月3日および4日に開催された第318および319回会合（CRPD/C/ SR.318および319参照）において、カナダの初回報告（CRPD/C/CAN/1）を検討し、2017年4月10日に開催された第328回会合でこの総括所見を採択した。

2.　委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成された締約国の最初の報告を歓迎する。また、委員会が作成した事前質問事項（CRPD/C/CAN/Q/1）に対する締約国の書面による返答（CRPD/C/CAN/Q/1/Add.1）を高く評価する。

3.　委員会は、報告の検討中に行われた建設的な対話を高く評価し、政府代表団がハイレベルであったことを賞賛する。この代表団は、カナダ雇用・社会開発省の所得保障・社会開発部の副大臣、Kathryn McDadeを代表とし、カナダ連邦政府およびケベック州とオンタリオ州政府の様々な部門の代表者が関与していた。

II．　ポジティブな側面

4.　委員会は、条約の選択議定書の承認に向けた締約国の取り組みを歓迎する。委員会はまた、カナダが憲法および法的枠組み、とくに、人権に基づく障害の定義を取り入れ、複数の理由およびそれらの複合的な影響に基づく差別を禁止するカナダ人権法（CHRA）、ならびに「精神的または身体的障害」を理由にした差別を禁止するカナダ権利と自由憲章を有することを賞賛する。

5.　委員会は、条約の実施を目的とした、連邦、州および準州レベルでの法律と公共政策措置の採択や制定を歓迎する。それらは2016年に採択された、連邦政府の省庁にアクセシブルな情報公開を要求する「通信および連邦のアイデンティティー政策」、仙台災害リスク削減枠組み（2015-2030）の2015年の承認、障害のある被害者や証人が刑事訴訟中に証言を行うことを保障する刑法の条項などである。

6.　委員会は、2016年に「盲人、視覚障害者その他の印刷物の利用が困難な障害のある人の出版物へのアクセスを促進するマラケシュ条約」への加盟について、締約国を賞賛する。

III．　主な懸念事項と勧告事項

A.　一般原則と義務（第1-4条）

7.　委員会は、締約国が、条約第12条に対して、代替的な意思決定慣行を残す留保を続けていることを懸念している。留保は、第1条に規定されている条約の目的と意図に反する。第12条の留保は、締約国が、障害の人権モデルにしたがって障害者のすべての人権を完全に履行し、対処することを妨げる。

**8.　委員会は、締約国が条約第12条第4項への宣言及び留保を取り下げ、法的能力の剥奪を可能にする連邦、州及び準州の法律を、条約に一致したものにするプロセスをすすめることを勧告する。委員会は、その際、法​​の前での平等な認識についての委員会の一般的意見No.1（2014）に示されている基準を考慮に入れるよう、締約国に奨励する。**

9.　委員会は、次のことを懸念する。

（a）　条約の規定が、各分野及び各政府レベル全般で適切に法律と政策に導入されていないこと。

（b）　警察を含む司法当局および法執行当局による条約と委員会意見への対応の不一致。

（c）　レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、またはインターセックス（LGBTI）と自認する障害者の権利を保護するための法律および公共政策の欠如。

**10.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　条約実施の全カナダアプローチを確実にするために、また条約実施のための包括的な国家行動計画を制定するために、州政府および準州政府と協力し、障害者を代表する団体を通じて障害者と協議して、締約国は、州と準州を一体化させる指導性を発揮すること。そして、その行動計画には基準値と実施のための時間枠が含まれなければならない。**

**（b）　州及び準州レベルで改正される法律が、条約に基づく締約国の義務を履行するための具体的措置を確実に含むようにするための仕組みをその行動計画に含めること。**

**（c）　連邦の障害問題局（ＯＤＩ）の人的、財政的、技術的資源を強化し、州及び準州政府との調整のための適切な正式かつ恒久的な仕組みを設けること。**

**（d）　法的に実行可能な人権ツールとしての障害者権利条約、障害の人権モデル、条約の原則、および一般的意見や選択議定書による個々の連絡や問い合わせ手続きで示される見解を含めた委員会の法理に関して、司法機関および法執行機関の職員の間での理解を高め能力強化を図るプログラムを開発すること。**

11.　委員会は、連邦政府のアクセシビリティ計画の進展を周知させるための障害のあるカナダ人やその団体を含むカナダ人との協議、障害者団体の推進とその国内外の権利擁護活動などを理解している。しかし、委員会は、条約の実施のための包括的な計画に関する正式な記録を伴う協議が欠如していること、ならびに協議において知的障害者および障害児の団体のリーダーシップと参加を促進する仕組みに関する情報が欠落していることについて懸念している。

**12.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　条約の包括的実施に関して、すべての行政レベルにおいて、効果的かつ結果重視の方法で、障害者団体と協議するための正式で恒久的な仕組みを確立すること。**

**（b）　障害者団体の権利擁護の役割を強化するための具体的な予算配分を含む措置を講ずること。障害者には障害を持つ女性、障害児、心理社会的および/または知的障害を持つ人々、およびアルツハイマー病、認知症および多発性硬化症を含む神経変性疾患を有する人を含むこと。**

B.　特定の権利（第5-30条）

平等と非差別（第5条）

13.　委員会は、以下について懸念している。

（a）　教育、労働と雇用、そして適切な生活水準（手ごろな価格の住宅の不足や水と衛生へのアクセス不足によるものも含めて）などの分野で、障害者の権利の行使と享受をめぐる継続的な問題。

（b）　障害のある女性および少女、障害を持つ先住民および移民に対する差別の複合性。これらの人々は、ジェンダーに基づく暴力、貧困、疎外に直面するリスクが高く、また精神保健サービスへのアクセスの障壁にも直面している。

（c）　労働と雇用の分野は別として、それ以外の条約の全分野において合理的配慮が提供されることを確保するための措置がない。

**14.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　障害者が直面する不平等と差別に対処するために、とりわけ明確な目標のある肯定的行動、および年齢、性別、先住民としての生活歴に基づいて分類された実際の進歩に関するデータの収集などを含む、分野横断的戦略を採用すること。**

**（b）　持続可能な開発目標のターゲット10.2と10.3の実施に際して条約第5条を考慮すること。**

**（c）　障害のある女性と少女、先住民の障害者、移民の障害者のための肯定的な行動プログラムを含めた法律および公共政策により、多様で重複する差別に対処するための基準を設定し、そのような差別に対する個別の効果的な救済を提供すること。**

**（d）　合理的配慮の義務と利用可能なツールについての公共および民間の関係者の意識を高めるための規定を含め、配慮義務を積極的に実施するための規定およびさらなるガイドラインを作成すること。**

**（e）　障害を持つ先住民の若者の自殺予防を目的とした保健サービスを含め、先住民族の地域社会における障害を持つ先住民のためのサービスが公正かつ適切であることを確保すること。**

障害を持つ女性（第6条）

15.　委員会は、障がいのある女性が重複する差別に直面していることを懸念している。このことは、特に障害を持つ先住民族の女性に多く引き起こされているが、司法へのアクセスを伴っている。また、男女平等に関する法律や公共政策を用いて、障害を持つ女性の経済的エンパワメントを促進する法律に関する情報が不足していることも懸念される。

**16.　委員会は、障害のある女性および少女に関する一般的意見第３号（2016年）に沿って、締約国に勧告する。**

**（a）　ジェンダーに基づく暴力に対する連邦政府戦略に、障害のある女性や少女に対するあらゆる形態の暴力に取り組むための行動や具体的プログラム、基準を含めること。**

**（b）　財政的かつ実践的な支援を行い、また偏見や否定的な固定観念と取り組むために、障壁を取り除き、またインクルーシブな実践を展開すること。**

**（c）　障害を持つ先住民の女性が利用可能な教育プログラムにアクセスし、条約に基づく権利を認識し、権利を主張するために利用可能な支援にアクセスできるようにすること。**

**（d）　持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2、および5.5を実施する際に、条約第6条に基づく義務に留意すること。**

障害のある子ども（第7条）

17.　委員会は、ケベック州で採択された、一人で家にいることができないような自立していない21歳以下の青少年に自立生活を提供する支援プログラム、および、児童ケアサービスでの高度の支援を必要とする子どものネットワークという２つの支援プログラムを賞賛する。しかしながら、委員会は、カナダ政府が2006年以降、障害児に関するデータを収集していないことに懸念を抱いている。また、現在のカナダのサービスケアにはかつての寄宿学校に比べて先住民族の子どもたちが多く対象となっていることも認識している。さらに、障害児に関する訴訟の中で子供の最善の利益の原則を適用するための基準の欠如が懸念される。

**18.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　障害のある子ども、特に先住民の障害児が直面する排除に取り組むプログラムを策定するために、障害のある子どもが直面する状況と差別に関する分類された情報を収集すること。**

**（b）　障害児向けの予算配分をすべての行政レベルの定期的な支出計画で確実に行い、配分に関する監視指標を導入すること。**

**（c）　カナダの福祉サービスにおける先住民の子供たちが不釣り合いに多いことに歯止めをかけるため、彼らに学校へのアクセスを提供すること。これは先住民族の地域社会と直接話し合うことによって実現でき、より具体的な問題解決につながる。**

**（d）　障害児に関する法律や政策の設計、実施、監視における子どもの最善の利益の原則をどのように履行するかについて、すべての行政レベルに指針を導入すること。**

**（e）　障害のある児童の人権を公共政策で優先させること。とりわけろう児、盲ろう児、難聴児、自閉症の児童および心理社会的障害および知的障害のある児童のそれぞれのアイデンティティと能力の発達についての認識を持つこと。また、ろう児、盲ろう児、難聴児にはそれぞれ異なる要求があることの認識を持つこと。**

意識向上（第8条）

19.　委員会は、障害のある先住民が最も疎外された住民の1つであることを考えると、その人々に関する情報の欠如を懸念している。また、自閉症者についての公衆へのキャンペーンに含まれがちな固定観念や有害なメッセージも心配している。さらに、知的障害者の権利を促進し、障害のあるＬＧＢＴＩの人に対する態度障壁や偏見に対抗する意識向上キャンペーンに関する情報がないことも懸念している。

**20.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　手話、「読みやすい版」（Easy Read）や点字などアクセシブルなコミュニケーションの様式、モード、手段で、条約と委員会の一般的意見、総括所見と勧告の適切な普及を確保すること。**

**（b）　ブリティッシュ・コロンビア州とサスカチュワン州で既に実施されているように先住民族の障害を認識する月間として、毎年11月を認定し宣言すること。**

**（c）　自閉症者の社会へのインクルージョンを支援するためのすべての公共キャンペーンおよびプログラムにおいて、自閉症者を理解し、その人間としての尊厳と価値の向上を促す障害の人権モデルを採用すること。**

**（d）　知的障害者の社会への参加を認め奨励するための戦略を採り入れ、知的障害がスティグマとされることと闘うための措置を含め、そのリーダーシップ、代表組織の活動、自己擁護を促進すること。**

**（e）　障害者を代表する団体と協力して、多様な性同一性の理解を高め、ＬＧＢＴＩの人々が直面する態度障壁の監視を目的とした調査を実施すること。**

**（f）　明確な目標を有する能力強化、広報プログラムおよび人権教育を通じて、障害者の権利についての社会の認識を高めるために、連邦、州および準州レベルで戦略を立てること。**

アクセシビリティ（第9条）

21.　委員会は、条約の様々な分野に取り組む新しい連邦法の制定について、カナダ人との協議が行われていることを知っている。しかし、アクセシビリティへの障壁、とりわけ農村部や航空機での交通アクセスの障壁が依然として存在していること、および心理社会的または知的障害のある人々の情報通信へのアクセシビリティの欠如を懸念している。

**22.　委員会は、アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）に沿って、締約国に勧告する。**

**（a）　アクセシビリティのすべての側面、特に物理的環境、輸送（民間航空を含む）、ならびに情報通信技術と制度を含む情報および通信に対処するために、現在のアクセシビリティの法律および計画を連邦、州および準州レベルで見直すこと。アクセシビリティ基準の遵守を監視し、定期的に評価する仕組みを備えること。**

**（b）　公共文書とカナダ権利と自由憲章などの基本的な法律の読みやすい版などの、代替のコミュニケーション手段を利用出来るようにすること。**

**（c）　難聴者、ろう者、盲人および盲ろうの障害者に対する公共交通機関での情報通信サービスを向上させるための分野別計画を採用すること。**

**（d）　フランス語の字幕サービスへのアクセスおよびウェブサイトや社会メディアのビデオ内容の文字解説へのアクセスの実現に向けて期限と目標を設定すること。**

**（e）　持続可能な開発目標9および11（ターゲット11.2および11.7）の実施に際して条約第9条に基づく義務に留意すること。**

生存への権利（第10条）

23.　委員会は、障害を理由とするものを含め、「死における医療援助」（MAiD）を規定した法律の採択について懸念している。また、「死における医療援助」を監視するための規制がないこと、そのような援助に関する手続き上の制限措置の遵守を評価するためのデータがないこと、および市民社会の関与と監視を促進するための支援の欠如が懸念される。

**24.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　援助された死を求める人が、適切な緩和ケア、障害者支援、在宅ケア、および人間としての幸福を支えるその他の社会的措置を用いて、別の道を選び、威厳ある生活が可能となるようにすること。**

**（b）　死における医療援助のための個々の申請と介入に関する詳細な情報の収集と報告を要求する法律に従って、規制を設けること。**

**（c）　法令遵守が厳格に施行され、障害者が外部から圧力を受けることがないように、国家としてのデータ基準と効果的かつ独立した監視の仕組みを開発すること。**

危機的状況と人道上の緊急事態（第11条）

25.　委員会は、障害を想定した災害対策と災害リスクの管理と引き下げに関する包括的な計画を作成している連邦、州、および準州レベルでのいくつかの政策措置に留意する。しかし、委員会は、障害のある亡命希望者および難民に関する分類された情報を締約国が持っていないことを懸念する。

**26.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　障害のある亡命希望者及び難民による条約に基づく権利の保護への実際のアクセスの状況に関する調査を行うこと。**

**（b）　避難所を探す手続きにおいて、公式文書の読みやすい版などのアクセス可能な情報の提供を確保すること。そして、障害のある亡命希望者および難民に、社会的保護とリハビリテーションプログラムに関するアクセシブルな情報を提供すること。**

**（c）　国際協力及び援助職員の、障害者の権利に関する能力を養成するためのプログラムを設定すること。**

**（d）　「災害リスク縮小のための仙台枠組みの人道行動への障害者のインクルージョンに関する憲章」への署名を検討すること。**

法律上の平等な認識（第12条）

27.　委員会は、2010年以降、１州を除くすべての州で障害者の後見件数が増加していることを懸念している。多くの州や準州では、代理の意思決定者が、自分自身では意思決定が「不可能な」ことが判明した人に対して医療判断を下すことが認められている。委員会はまた、多くの連邦法が法的能力の排除試験を強化し、支援つき意思決定を認めていないことを懸念している。

**28.　委員会は、障害者団体および他のサービス提供者と協議して、法的能力を認めるための一貫した枠組みを作り、その行使に必要な支援へのアクセスを可能にするために、締約国が州および準州と協力するためのリーダーシップを取ることを勧告する。また、カナダは、連邦法令から排除規定を削除し、銀行法、所得税法およびその他の適切な法令に支援つき意思決定のための条項を導入するよう勧告する。**

司法へのアクセス（第13条）

29.　委員会は、司法行政と刑事施設の設置と維持が、連邦、州、および準州の管理権限の元にあることを承知している。また司法手続と行政手続を通じて手話通訳を提供する法的義務があることに留意する。しかし、委員会は以下について懸念している。

（a）　心理社会的または知的障害を有する者で、書式を理解し、記入することが困難な人が、権利の保護のために訴えを起こそうとするときの配慮の欠如。

（b）　司法制度のすべてのレベルにおいて、女性（先住民族の女性を含む）および障害児に利用可能な手続き上の配慮や年齢に適した配慮に関する情報がないこと。

（c）　人権侵害の訴訟を起こす障害者を支援するための連邦、州、および準州レベルでの資金提供がないこと。

**30.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　カナダ被害者権利法（VBR）の施行のために、あらゆるレベルの司法機関を指導および訓練すること。とくに司法手続中に心理社会的障害者と知的障害者（救済を求める障害者にとくに留意して）の証言を促進するための措置について。**

**（b）　司法部門におけるアクセシビリティの規定に基準を導入し、すべての障害者、とくに心理社会的障害と知的障害を有する人に対して、無料で、点字、手話通訳、代替コミュニケーション様式、読みやすい版の文書を保証すること。**

**（c）　連邦、州、および準州レベルで、年齢にふさわしく、またジェンダーを意識した障害者のための配慮の進捗状況の評価基準を設け定期的な評価を行うこと。そして、弁護士会、人権に関する市民社会組織、障害を持つ人の代表組織が、そのような配慮に関する意見を述べる権利を持つこと。**

**（d）　条約に盛り込まれた権利に関して司法機関、警察、刑務所の職員に対する効果的な訓練を導入すること。**

身体の自由と安全（第14条）

31.　委員会は、次のことを懸念している。

（a）　締約国の様々な管轄での、心理社会的障害のある人への機能障害を理由とした精神科施設への強制的収容。

（b）　刑事訴訟において、裁判に適さないと思われる心理社会的障害や知的障害を有する被告人の拘禁に関する連邦、州および準州の法律。

（c）　障害ではなく「行動上の問題」と不当に判断された心理社会的障害や知的障害を有する受刑者が、その判断のために合理的配慮や適切な保健医療の提供を制限されていること。

（d）　連邦刑務所制度における障害のある女性のための合理的配慮の欠如と、勾留施設内での彼女らの独房収容の悪影響。

（e）　知的障害および心理社会的障害を有する者、障害を持つ先住民および障害を持つ移住者が、締約国の刑務所で不釣り合いに多く見られること。

**32.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　強制的収容に関連する連邦、州および準州の政策および慣行を見直し、これらを条約第14条およびそれぞれのガイドラインに準拠させること。**

**（b）　刑事訴訟中に適切な配慮を伴った裁判を受ける障害者の権利を確保することを、連邦、州および準州の最低限の基本義務とすること。**

**（c）　連邦管轄下の受刑者が他の者と平等に、自由なインフォームドコンセントに基づいて、心理社会的支援を含む医療サービスにアクセスできるようにすること。**

**（d）　刑務所や拘置所に収容されているすべての障害者に合理的配慮を提供するためのガイドラインを採用し、実施し、また収容されている女性が適切な支援と合理的配慮を受けられるようにすること。**

**（e）　カナダ人権委員会および州の人権委員会と協力して、拘留中の障害を有する先住民および移住者の状況を評価し、対処するための措置を策定すること。**

搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

33.　委員会は、次のことを懸念する。

（a）　障害のある女性および少女、特に先住民の女性および心理社会的障害や知的障害を有する女性に対する様々な形態の暴力;

（b）　障害児に対する性的暴力を含む暴力や虐待、および司法、救済、補償にアクセスする仕組みの欠如。

（c）　家庭及び施設で生活する障害者に対する暴力防止の対策に関する情報の不足。

**34.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　「性暴力に対する連邦政府の戦略」に、障害を持つ女性に対する性暴力に取り組むための医療、法律、ソーシャルワーク支援を含めること。**

**（b）　虐待や暴力を防ぐために、障害児の親への支援とサービスを強化すること。**

**（c）　条約第16条（3）に従って、障害者の必要を満たすように設計された連邦、州、および準州の施設およびプログラムを監視する仕組みを設けること。**

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

35.　委員会は、カナダでは強制不妊措置は違法であるが、障害者、特に知的障害や心理社会的障害を有する人々が、依然として同意への巧妙な操作を通じて非自発的不妊措置を経験していることを懸念している。

**36.　委員会は、合意のための法的能力が障害者に不足しているとみなされる状況を含めて、医療と代理意思決定が非自発的不妊措置を確実に防止するよう、州および準州と協力することを勧告する。締約国は、障害者の非同意の不妊措置や操作された同意を防止するために、医療従事者のための人権教育・訓練プログラムを作成すべきである。**

自立生活と地域社会への参加（第19条）

37.　委員会は、締約国の各州での脱施設化に向けた取り組みを賞賛する。とくに2009年にオンタリオ州が「発達」障害者のため最後の居住施設を閉鎖したことを歓迎する。しかしながら委員会は、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、マニトバ州、ノバスコシア州、プリンス・エドワード島、ケベック州、そして準州など、多くの州の施設に引き続き障害者が収容されていることに懸念している。また、カナダの619の先住民族コミュニティ内の障害者に利用できる適切なサービスと支援が不足していることも懸念している。

**38.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　自立して生活し地域社会で暮らす権利は障害者の主体的かつ実現可能な権利であるとの国家的指針を採択し、州・準州への継続的な助言を行うこと。そこでは障害のある個人の自己決定への敬意と、どこで誰と生活するかについての選択の自由という原則を再確認すること。**

**（b）　あらゆるレベルのすべての住宅計画および政策において障害の人権アプローチを採用すること。その目的のために、締約国は、心理社会的障害者や知的障害者のための手頃な価格のアクセス可能な住宅や支援サービスの提供を拡充するべきである。**

**（c）　州および準州が、施設を閉鎖し、自立生活支援（障害者のための家庭支援およびパーソナルアシスタンスを含む）の包括的なシステムに置き換えるための期限付きの戦略を確実に立てること。**

**（d）　障害者の地域社会へのインクルージョンを容易にし、孤立と施設入所を防止する目的で、アクセシビリティ法、計画、プログラムにサービスと施設のアクセシビリティを含めること。**

**（e）　先住民地域社会（居留地）での知的障害や心理社会的障害を有する個人に対する適切なサービス提供を確保すること。**

表現と意見の自由と情報へのアクセス（第21条）

39.　委員会は、次のことを懸念する。

（a）　手話の公式の認知がなされていないこと。そして手話通訳のための訓練プログラムが、クオリティーの高い通訳を提供するための最低限の要件を満たしていないこと。

（b）　障害者のための大活字版その他の拡張版や代替版の通信手段と通信様式、そして通信技術に関する情報が不足していること。

（c）　公共および民間のウェブサイトへのアクセシビリティ基準の遵守に関する情報がないこと。

**40.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　ろう者の組織と協議して、アメリカ手話とケベック手話を公用語として認め、学校でのその使用を認め、そしてろう者の組織と共同で通訳サービスのクオリティーを認定する仕組みを確立すること。また手話通訳者に継続的な訓練の機会が提供されるようにすること。**

**（b）　「読みやすい版」その他のアクセス可能な通信の様式、モード、手段の使用を促進し、容易にするとともに、障害を持つすべての人に、ソフトウェアおよび支援器具を提供することを含む情報および通信技術へのアクセスを保証すること。**

**（c）　政府のウェブサイトのアクセシビリティを確保するとともに、インターネットを介してサービスを提供する民間企業が障害のあるすべての人々がアクセス可能な形式でサービスを行うようにする努力を強化すること。**

**（d）　障害者権利条約を手話に翻訳すること。**

私的および家族生活の尊重（第23条）

41.　委員会は、障害を持つ親が州および準州の児童福祉機関から十分かつ適切なサービスと支援を受けておらず、子どもが家から引き離されることを懸念している。また、障害のある児童の親が、自宅で児童を育てるための十分なすべての支援を受けておらず、そのためにその児童が里親、グループホーム、施設などに措置される場合があることを懸念している。

**42.　委員会は、締約国が州や準州と協力して、障害のある親が効果的に親としての役割を果たすために必要な支援やサービスにアクセスできるように、また子どもを別の人にゆだねたり、家から引き離す理由として親の障害を使わないようにすることを勧告する。委員会はさらに、障害児のための最適な家族環境を維持するために必要なタイムリーな支援の提供を締約国が検討することを勧告する。**

教育（第24条）

43.　委員会は、以下について懸念している。

（a）　高レベルの支援が必要な障害学生のための、または障害のある学生が他の学生の教育を妨害すると考えられる場合の、分離された特殊教育環境が存続していること。

（b）　障害者の教育へのアクセスの格差、および教育成果の達成の格差。

（c）　障害のある女性と女児の教育達成度が低いこと。

（d）　分離された学校の子どもたちは放課後プログラムの恩恵を受けておらず、そのため健康や発達に不可欠なレジャーや身体活動に参加する能力が低下していること。

（e）　ピアグループがないため、難聴児やろう児が教育で孤立していること。

**44.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　インクルーシブかつクオリティーの高い教育政策を全国で適用、実施、監督すること。**

**（b）　障害のあるすべての人、特に女性と子供、先住民族、遠隔地や農村部に住む人たちの教育への参加を促進すること。**

**（c）　すべてのレベルでのインクルーシブ教育において、教師が手話やその他のアクセス可能な情報やコミュニケーション様式の訓練を受けること。**

**（d）　支援技術や教室での支援、アクセシビリティ、学習教材など、学校その他の学習機関において合理的配慮を提供するための戦略を採用すること。**

**（e）　持続可能な発展目標のターゲット4.5および4.8を実施する際に、インクルーシブ教育の権利に関する条約第24条および委員会の一般的意見No.4（2016年）を指針とすること。**

**（f）　バイリンガルの学校における手話学習環境を確保して、手話を使う難聴児やろう児が教育に完全にインクルージョンされるようにすること。**

保健（第25条）

45.　委員会は、性と生殖医療の権利に関する情報とサービスへのアクセス不足と、妊娠中絶を提供する診療所の数が少ないために、障害を持つ女性が安全な中絶サービスを利用するときに障壁に直面していることを懸念する。委員会はまた、障害を持つ人々を「無性」と見なす偏見や医療サービスの拒否があるために、障害者が検診や性感染症治療の利用の際にスティグマや態度障壁に直面していることに懸念を抱いている。さらに、性的および生殖医療やその権利（特に中絶）の情報や保健医療サービスへのアクセスにおいて身体的、財政的、態度的障壁に障害者が直面していること、そして医薬品代が依然として大きな障壁であることを懸念している。

**46.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　障害を持つ先住民を含むすべての障害者への医療サービスの普遍的適用を図るための措置を講じること。そのサービスは手頃な料金でのアクセスが可能で、文化的に配慮されていて、中絶を含む医療サービスの拒否を防止するものであることが求められる。**

**（b）　障害者に、性的および生殖医療に関する入手可能な形式の情報を提供すること。**

**（c）　医療従事者が条約に基づく障害者の権利を認識し、障害のある女性を含む障害者に適切な助言を提供できるための訓練を行うこと。**

**（d）トランスジェンダーや性的多様性のある障害者を含む障害者が、外科的および内科的中絶を含む医療サービスと包括的なジェンダー肯定の医療への平等なアクセスを確保するために、特別な措置をとること。**

労働と雇用（第27条）

47.　委員会は、経済危機の期間に障害のある失業者数が多く、障害者の職を維持するプログラムが不足していることを懸念する。また、保護作業所のモデルを終了させ、障害のある人、特に障害のある女性や若者の一般労働市場へのアクセスを確保する戦略がないことが懸念される。委員会は、雇用における障害関連差別に対する不服申し立てが数と割合の両面で着実に増加していることを認識している。

**48.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　障害のある先住民を含む障害者の雇用に関する政策を採用し、雇用へのアクセスを保証し一般的でインクルーシブかつアクセス可能な労働市場および労働環境での労働を促進し、機会均等および男女平等を保証し、労働での合理的配慮を提供すること。**

**（b）　合理的配慮の提供、柔軟な時間配分、職場での適切な訓練、嫌がらせ(ハラスメント)やその他の差別を職場で防止するための措置を含む、障害のある女性や若者のための適切な雇用機会の提供を目的とした戦略を開発すること。**

**（c）　公共および民間における障害者の雇用を促進するための、対象を明確にした資金配分を含む、強制力のある肯定的行動を実施すること。**

**（d）　持続可能な開発目標のターゲット8.5を達成するための努力において条約第27条を念頭に置くこと。**

適切な生活水準と社会的保護（第28条）

49.　委員会は、障害者のほぼ15％が貧困または極度の貧困状態にあり、心理社会的障害者や知的障害者を含む多くの障害者が家のない状態に直面していることを懸念する。委員会はまた、財政的支援が障害者、特に先住民のための適切な生活水準を保証し、障害に関連する追加的支出をカバーするには不十分であると懸念している。

**50.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　障害者およびその家族、特に貧困で暮らしている人、失業している人、決まった収入のない人、農村部や僻地に住む人、先住民族の地域社会に属する人、女性および高齢者に十分な生活水準を保証すること。締約国は、とくに社会保障措置を見直し、障害によって生ずる追加の生活費をカバーする適用対象をすべての障害者に拡大するべきである。**

**（b）　「カナダ貧困削減戦略」が、障害を持つ女性、先住民、障害児の家族にみられる重複する差別と貧困に対処すること。**

**（c）　持続可能な発展目標のターゲット1.3と1.4を実施する際に条約第28条を念頭に置くこと。**

政治および公的生活への参加（第29条）

51.　委員会は、締約国と各州が障害者の投票権を促進するための計画と戦略を策定していることを確認している。しかし、これらの措置には、心理社会的障害や知的障害を有する人が明示的には含まれていないことに留意する。

**52.　委員会は、すべての障害者の政治的生活への参加を支援するために、選挙運動に関する「読みやすい版」などの情報や他のアクセス可能なマルチメディア資料（投票の仕方ガイドなど）を含む、心理社会的障害者や知的障害者の選挙プロセスへのアクセスを容易にし、確実にするための措置の実施を勧告する。**

C.　特定の義務（第31-33条）

統計とデータ収集（第31条）

53.　委員会は、締約国が、障害者の状況及び人権の享有に関する最新の量的及び質的データを有していないことを懸念している。

**54.　委員会は、締約国が、年齢、性別、障害の種類、遭遇した障壁、民族性および地理的位置（住宅または施設の種類を含む）、および差別や暴力の事例によって分類された、障害者のデータおよび統計の収集、編集および更新を体系的に促進することを勧告する。委員会はまた、締約国がこの取り組みで障害者団体と協議するよう勧告する。**

国際協力（第32条）

55.　委員会は、締約国が障害者の権利に関連するプロジェクト及びプログラムに相当程度の国際的支援を提供していることを確認している。しかし、国際協力プロジェクトのパートナーとしての障害者団体の効果的な関与に関する情報がないことに留意する。

**56.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　国際協力の取り組みで開発されたプログラムやプロジェクトの設計、実施、監視、評価において、代表組織を通じて障害者の有意義な参加を確保するための措置を講ずること。**

**（b）　2030年持続可能な開発計画と持続可能な開発目標の実施を目指すすべての取り組みの中で、障害者の権利の視点を確実に採用すること。**

国内での実施と監視（第33条）

57.　委員会は、締約国が第33条（2）に基づいて必要とされる条約の実施を監視するための独立した仕組みを明示していないことを懸念している。さらに、障害者の代表組織を通じた監視プロセスへの参加を確実にする仕組みがないことも懸念されている。

**58.　委員会は、締約国に勧告する。**

**（a）　人権の促進と保護のための国家機関の地位に関する原則（パリ原則）を遵守する独立した監視機関を設けること。締約国は、カナダ人権委員会を条約第33条に基づく独立した監視機関として正式に指定することを強く奨励する。その際、独立した監視の枠組みとその障害者権利委員会への参加に関する指針（CRPD/C/1/Rev.1、別添）を念頭に置くこと。**

**（b）　独立した監視機関の機能と、障害者団体が条約に基づく監視業務に十分に関与するための資金を提供すること。**

協力と専門支援

59.　条約第37条により、委員会は、事務局を介して専門家に提出されたあらゆる質問に対して、締約国への専門的指導を行うことができる。締約国はまた、その国またはその地域に事務所を持つ国連専門機関から専門的援助を求めることもできる。

IV.　ファローアップと普及

60.　委員会は、締約国に対し、12ヶ月以内に、条約第35条（2）に従って、委員会の勧告第8項と第14項（c）を実施するためにとられた措置の情報を提供することを求める。

61.　委員会はまた、締約国に対し、この総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。締約国は、政府と議会のメンバー、関係省庁と地方自治体の職員、障害者団体、教育、医療、法律などの関連する専門家グループ、さらにメディアの関係者に、検討と行動のためにこの総括所見を現代的な社会的通信手段を用いて伝えるよう勧告する。

62.　委員会は、締約国に対し、市民社会組織、特に障害者団体を定期報告の作成に関与させることを強く奨励する。

63.　委員会は、締約国に、非政府組織および障害者を代表する組織、障害者自身およびその家族に、手話を含む国語及び少数言語で、また読みやすい版などのアクセシブルな様式で、この総括所見を広く普及させること、さらに人権に関する政府のウェブサイト上で利用できるようにすることを要請する。

次の定期報告

64.　委員会は、2020年4月11日までに第2回及び第3回の統合報告を提出するよう締約国に要請し、その中にこの総括所見で勧告された事項の実施に関する情報を含めるよう要請する。委員会は、シンプルな報告手続きの下で上記の報告を提出することを検討するよう締約国に提案する。この方式では、委員会は、締約国報告の期日の少なくとも1年前に事前質問事項を作成し、それに対する回答が締約国報告となる。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）